

苫小牧警察署庁舎清掃業務処理要領

清掃業務の処理については、委託契約書の定めによるほか、この清掃業務処理要領の定めによる。

1 基本事項

- (1) 清掃業務の処理に当たっては、良好な環境衛生の維持等に十分配慮するとともに委託者の業務に支障のないよう実施することはもとより、業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、原則として受託者の負担とし、適正に処分すること。
- (2) 清掃業務の処理に当たっては、この要領に示す業務の処理に必要な適正な数の作業員を配置すること。
また、作業員の厳選はもとより、日常の訓練にも十分留意して業務を行うこと。
- (3) 清掃業務の処理に当たっては、主任者を配置して作業員の適正な業務処理の指導に当たらせるとともに、作業結果を点検すること。
- (4) 作業員には常に清潔かつ端正な服装をさせるとともに、職員及び来庁者に接する場合の言動等について十分留意するよう指導監督すること。
- (5) 各種建材の特性を十分認識した上、最適な清掃資機材を使用すること。
- (6) 清掃機材の取扱いに注意し、委託者の施設、備品等を損傷させないこと。
- (7) 清掃作業の実施により移動した椅子、その他の備品等は、必ず元の位置に戻しておくこと。
- (8) 用水及び電力の使用については必要最小限に止め、照明は作業終了次第直ちに消灯すること。
- (9) 火気には十分注意し、特に、消防法第2条第7号別表に定める発火性又は引火性の危険物は絶対に使用しないこと。
- (10) 借用した鍵は慎重に取り扱い、作業を遂行するために必要な時間と場所に限って使用すること。
- (11) その他、細部の事項については、委託者と協議すること。

2 費用の負担

清掃業務の処理に要する資材（洗浄用洗剤、ワックス、タオル等）、機材（ほうき、真空掃除機等）、衛生消耗品（トイレットペーパー、水石鹼、尿石除去剤）等は、一切受託者の負担とする。

ただし、水道及び電力の費用は、委託者の負担とする（衛生消耗品年間見込み使用量については、別紙1のとおり）。

3 作業範囲

別紙2の清掃作業実施表（日常清掃）、別紙3の清掃作業実施表（定期清掃）清掃作業実施表（定期清掃）、別添苫小牧警察署庁舎清掃面積表及び図面に示す指定場所を作業対象とする。

4 作業内容

- (1) 日常清掃
委託者の勤務日（以下「開庁日」という。）に清掃作業仕様書及び別紙2の清掃作業実施表（日常清掃）に基づいて作業を実施すること。
- (2) 定期清掃
委託者の勤務日以外の日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日まで。以下「閉庁日」という。）に作業仕様書及び別紙3の清掃作業実施表（定期清掃）に基づき作業を実施すること。但し、閉庁日のうち祝日及び12月29日から1月3日までの日を除いた日に作業を実施するものとする。

5 作業実施時間

- (1) 日常清掃
共用部分は、原則として午前8時45分から午後5時30分までの間に作業を実施すること。ただし、別紙2の清掃作業実施表（日常清掃）に示す早朝実施箇所については、午前8時45分までに作業を終了すること。
- (2) 定期清掃
原則として、午前9時から午後5時までの間に作業を実施すること。

6 報告等

- (1) 日常清掃作業を実施したときは、その実施結果を実施日の翌日（閉庁日の場合は直後の開庁日）までに日常清掃業務日誌（別記様式1）により業務担当員に報告し、

清掃作業実施に係る確認を受けること。また、実施月の翌月3日（閉庁日の場合は直後の閉庁日）までに、清掃業務報告書（別記様式2）に前月分の日常清掃業務日誌（別記様式1）を添付して委託者に報告すること。

- (2) 日常清掃で使用する衛生消耗品（別記様式3に示す衛生消耗品）の使用量について、当月分の使用量を翌月3日（閉庁日の場合は直後の閉庁日）までに衛生消耗品使用量報告書（別記様式3）により委託者に報告すること。
- (3) 受託者は、定期清掃を実施する7日前（閉庁日の場合は、直近の閉庁日）までに、定期清掃作業予定表（別紙4）を委託者に提出するものとする。
- (4) 定期清掃を実施したときは、その実施結果について、定期清掃業務日誌（別記様式4）に記載し、実施月の月末（閉庁日の場合は直近の閉庁日）までに委託者に報告すること。
- (5) 作業実施中に施設及び備品等の破損箇所を発見した場合は、直ちに委託者又は業務担当員に報告すること。

7 清掃人控室等の使用に関する事項

- (1) 委託業務を処理するために要する室は、別添図面に示す室とする。
- (2) 受託者は、室の使用について、作業員に次の事項を留意させるものとする。
 - ア 関係者以外の者をみだりに出入りさせないこと。
 - イ 整理整頓に努め、施設の善良なる管理に努めること。
 - ウ 施設が破損・紛失した場合において、その破損等が作業員の責めに帰する場合については、受託者の負担において原状回復するものとする。
 - エ 電気・水道等の使用については節約に努め、火気の取扱いには十分注意すること。
- (3) 清掃資機材等の保管に当たっては、殺菌処理、異臭防止等の保健衛生面の措置に十分配慮すること。

8 その他

- (1) この要領に定めのない事項であっても、現場の状況に応じ、軽微な作業で委託者が美観又は建物の清掃管理上必要と認めた作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。
- (2) 清掃作業実施に当たり、施設、備品等に故意又は過失により損害を与えたときは、受託者の責任において原状回復するものとする。
- (3) この要領に定めのない事項については、必要に応じて、委託者及び受託者が協議して定めるものとする。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策を十分に考慮した上で業務を実施すること。